**防火管理者の外部委託要件**

次の１及び２のいずれにも該当し、かつ、３の要件を満たす場合に限り、防火管理者の業務を委託することができます。

１　防火対象物

（消防法施行令第３条第２項及び同法施行規則第２条の２第１項）

次のいずれかに該当していること

|  |  |
| --- | --- |
| （１） | 共同住宅又は複合用途の共同住宅部分 |
| （２） | 複数の防火対象物の管理権原者が同一である場合の当該防火対象物 |
| （３） | 次のいずれかに該当する場合 |
| ア | 火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等（６項ロ）で収容人員が１０人未満のテナント |
| イ | 前アを除く特定用途で収容人員が３０人未満のテナント |
| ウ | 非特定用途（学校・工場・倉庫・事務所などの用途）で収容人員が５０人未満のテナント |
| （４） | 特定資産又は不動産特定共同事業契約に係る不動産に該当する防火対象物 |

２　管理的又は監督的な地位にある者

次のいずれかの事由により防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないこと

|  |  |
| --- | --- |
| （１） | 北九州市内に居住又は勤務していない場合 |
| （２） | 北九州市内に居住又は勤務しているが、何らかの事情で同地域の外に長期間滞在している場合 |
| （３） | 身体的な事由（高齢・病気等）がある場合 |
| （４） | 日本語が不自由である場合 |
| （５） | 所有又は管理している防火対象物数に対して、従業員がいない又は極めて少ない場合 |
| （６） | その他消防署長が認める場合 |

３　受託者

委託される防火管理者が次の要件をすべて満たしていること

|  |  |
| --- | --- |
| （１） | 管理権原者から、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。 |
| （２） | 管理権原者から、防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書を交付されており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。 |
| （３） | 管理権原者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。 |
| （４） | 福岡県内、大分県北部及び山口県西部に居住又は勤務しており、実質的な防火管理業務を行える状況にあること。 |

４　その他

（１）防火管理業務を補佐する者の指定

　　　防火管理者が適切に防火管理業務を行えるよう、委託する者の中から、防火

管理業務を補佐する者を指定し、その情報（氏名・住所・連絡先等）を消防計

画に記載して下さい。

（２）受託者の要件を満たすことが分かる書類の添付

上記３（１）～（４）の要件を全て満たしていることが分かる書類（防火管

理者の業務委託に関する契約書等）の写しを「防火管理者選任届出書」に添付して下さい。